

1 日時

平成18年7月11日(火) 13:30~17:00

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 奥田哲也, 国枝よしみ, 平田静太郎, 中路義彦(家裁委員と兼務), 西浦久子, 松本ハル, 横山房子, 渡辺隆嗣

(家裁委員) 荒井敦子, 石田裕一, 井戸田博史, 中路義彦(地裁委員と兼務), 永井景子, 橋本紹尚, 原育司, 福井英之, 丸山毅, 馬場秀司, 安田順恵

(事務局) 地裁 庄司民事首席書記官, 藤原刑事首席書記官, 寺田事務局長, 澤事務局次長, 角間総務課長

家裁 三上家裁首席調査官, 柴田首席書記官, 木崎事務局長, 新谷事務局次長, 北村総務課長

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局等)

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介等
- (3) 意見交換

(テーマ:「前回のテーマ『来庁者の対応について』において後日改善されたもの」について)

□ 前回のテーマ「来庁者の対応について」皆様から貴重な御意見をいただいた。それを受けて、裁判所の方で改善した事項について事務局から報告してください。

● まず、接遇研修が必要との意見をいただいております。前回の委員会後に窓口担当職員を中心に民間企業から講師を招いて接遇研修を行いました。窓口や電話での当事者等への接遇の心構えやマナーに始まり、クレームが生じた場合における応対方法について、事例を設定し、ロールプレイング方式によるより実践的な研修を行いました。さらに、裁判所の窓口として第1次的に来庁者との応対や窓口案内を担当する職員(守衛)に対して各種裁判手続に関する基礎的な知識を付与できるように、5月9日に自庁研修を行いました。

ご指摘にあったように、裁判所の窓口などでの当事者対応等は、国民と直接接するものであり、応接態度が適切でないと裁判所全体の信用を損なうことになるという意識をもって、国民の目線に立った応対を心がけることが肝要であると思っております。

研修を行ったからといってすぐに効果が出るとは限りませんが、今後もこのような接遇研修を重ねていきたいと考えております。

次に、裁判所の玄関に入ってきた人の案内誘導をどうするのか、庁舎玄関に入っ

た所に大きな案内板が必要ではという意見をいただきました。当庁では、階層ごとに民事・簡裁の受付、地裁民事・刑事及び家裁とゾーニングされており、また、執務室は、南側に配置され、法廷、調停室や面接室等の事件関係室はそれぞれエリアごとに集約しており、他の庁舎に比較して動線はシンプルにできております。

ただ、初めて来庁される当事者には、1階の受付部門において地裁か簡裁か迷うことも考えられるので、その振り分けを分かりやすくするため、①正面玄関を入ったところに1階の案内板を設置し、②地裁民事受付と簡裁受付のカウンターにそれぞれ係名のサインを設置することで来庁者の方にわかりやすくしました。

さらに、正面玄関入って左前にある案内カウンターに「総合案内」というサインを新たに配置して案内窓口であることを明確にし、フロアーに行き着くまでの総合案内板はその横に設置しました。

調停待合室のスクリーン部分が少ないので廊下側から内部が見えるという意見もいただいております。スクリーンを貼って透視遮断した部分を高さ180cmから70cmまでの間に拡大しました。プライバシーの確保の観点から全面的に遮断することも検討したところですが、室内でトラブルが生じた場合に備え、危機管理上の観点から、この高さの範囲で十分と考えております。

廊下や授乳室、喫煙室等に絵画をもっと多く掲示してはどうかという意見もいただきました。絵画については、新たに3階東側の調停室エリアの廊下に2箇所掲示し、喫煙室や授乳室にも設置しました。雰囲気もよくなり、来庁者の気持ちもやわらぐのではないかと考えております。また、授乳室には御意見をいただいておりますように、付き添いの方用として椅子を増やし、合計2脚設置しました。

待合室についても顔を合わせないような椅子の配列を、という意見と、本や雑誌を置いてはという意見をいただいております。これにつきましては、2階のラウンド法廷前の待合コーナーにパーテーションを置いて目隠しに配慮しました。3階の待合室は、できるだけ顔を合わせないように背中合わせに座るような椅子の配置にしました。

また、3階にある待合室4箇所に子供向けの絵本等を設置しました。今後、本の充実を図っていきます。

近鉄奈良駅の階段登り口に裁判所の表示をという意見もいただきました。表示板の改修時には表示していただける予定です。

- 調停待合室のスクリーン部分が拡大し、外から見えにくくなり、よくなった。
(テーマ：裁判員制度の具体的運用について)

- ※ ビデオ「評議」を上映

- ビデオを御覧いただいた感想を伺いたい。

- 最初に主婦の役の方がおっしゃったように、ふだんの感覚で自分は自分なりに判断すればいいんですねと言うところは、私もまさしく、もう全く素人で考えていいんだなということで安心感があった。あと、何が事実なのかというのを整理していたのは、判断材料としてありがたいと感じた。裁判長自身も意見を述べていて、プロの意見も聞きながら議論ができると、最終的にああいうふうによく結論が導かれるのかというところは、ちょっとドラマ仕立てだなという印象である。

- そういう意味で裁判官の評議の進め方というのが非常に大事になる。
- 私は補聴器をつけているが、耳の不自由な者には法廷での発言を聞き漏らすことが多い。ビデオでまた、あそこはどう言っていたかとか、あそこはどうでしたかとかというのがあれば判断できるが、かなり聞き漏らすことが出てくる。あのビデオでもちょっと聞こえないところがあった。
- 基本的には、法廷で証人からの供述をメモしたりあるいは記憶にとどめていただくということが原則である。
- それが聞き取れないというのがかなり出てくると思う。耳の遠い者は、微妙な発言が理解できないとか聞き取れないことがある。
- 拡声して、聞き取れるようにできるだけ便宜を図ることになる。
- 以前にも裁判員制度のドラマを見たことがあるが、評議を中心にしたこのドラマは初めてである。何回かいろいろ見せていただくにつれて、随分奥深くドラマができていったなという感じがする。初めは流れるような感じだったが、今回は非常に興味深くて一生懸命見せていただいた。素人が行っても、初めはどうしてよいか手のつけようもない感じであったが、3日間のうちにあれだけきちんとまとめ上げて、結論までに至るのは大変だと感じた。それに裁判所側も、いろいろ資料をきちんとわかるようにし、3日間でまとめるのは実際大変だと思う。初め裁判員制度について伺ったときには、もう70歳を越えているので、もうしなくてもいいんだろうというようなことを言っていたが、今は1回ぐらい裁判員に当たればいいなという感じにはなってきた。
- 辞退はできるが、積極的に希望すればそれは可能であるので大いにチャレンジしていただきたい。
- 私も、1回してみてもいいなというのが今回見た感想である。ただ、3日間であれだけのものをきちんとやりながら結論が出たというのはすごいなと思った。本当にできるかなという気がする。ただ、法律的なことは知らなくても、参加して一生懸命にやる気があればそれなりに結論が出ると感じた。裁判長からポイントポイントですごく有意義なアドバイスがあったからあのような結論にきちんといったかなという気もする。本当に内容の濃いドラマだった。
- 非常によくできたドラマである。最後の情状酌量のところは多数決となっているが、多数決ではその場の雰囲気流されるのではないかと思う。それから、やはり3日間という時間で、時間切れという感じがどうしても出てくる可能性があると感じた。その3日間の中で弁護側とか検察側も含めてどういう準備ができるのかなというのが、それぞれさまざまところで問われると思う。1つだけあのドラマの中で気になったのが、職場の了解である。何か中小企業の若者という設定であったが、あれは、例えば会社からの推薦を受けるという形での、そういう指名になるのか。
- 全て、くじで選ばれることになる。手続的には、選挙管理委員会の方で翌年の裁判員候補者の名簿をつくる。例えば、1000人の名簿の中から事件ごとに50人を選んで、さらにその50人の中から、これは裁判官が面接して6人を絞り込んでいくことになる。全く無作為に選んでいるわけで、推薦というようなことは全くない。

- 模擬裁判を何回か行っている。そのときに裁判員役の方に意見を伺っているが、1日べったり審理や評議を行うのは疲れるという感想であった。裁判員は遠くから出てこられる方もいる。出てくる回数を少なくするという意味で、朝から夕方まで審理をすることが考えられるが、1日メモを取るだけでも大変であるという意見の方がかなりいた。証人尋問の時間をもっと短くするというようなことも考えなくてはいけないと思うが、それでもおのずと限度がある。そういう意味で、要は短い日数でしようと思うと時間を長くとらないといけない、そうすると長時間になるので、そのときの疲れぐあいが非常に大きくなるということ、場合によっては聞き逃すということもたくさん出てくるのではないか。かといって、それを短く、例えば審理時間を半日ぐらいにするということになると何日もかかってしまう。どういう方向にしたらよいか、皆さんの意見を伺いながら考えていかななくてはいけないという印象を持っている。
- 先ほどのビデオの事案は殺人未遂の事件で、争点は殺意があったかどうかだけで、比較的優しい方の事件だが、仮に丸一日審理に時間をかけると事案としては大体3日で終わる、それなりに詰めてやれば3日で終わる事案ではないか。
- 裁判員の選定の手続きがあって、それが午前中に終わり、午後から審理を始めて、それで、その日のいっぱいぐらいで審理が終わる感じではないか。それで、2日目に評議を行うと、それで評議が終わってからしばらくたって3日目の午後ぐらいに判決をするという、そんなイメージかなと思っている。
- まあ大体そんなイメージでしょう。しかしどこまで充実した評議ができて、このビデオみたいなレベルまで達するかどうかはまた全然別のことで、そこがまた非常に難しいところである。裁判官のリードの仕方とか、あるいは裁判員の皆様方の資質というか能力という、そういうものがかわってくるのではないかと思う。そういう中で、このビデオのようなレベルにまで達せられるかどうかというのは、なかなか難しいところがある。
- このビデオを見させていただいてアメリカの陪審制度に非常によく似ているなと思った。最後にひっくりかえって評決が一致するところが、「12人の怒れる男」という映画とよく似ている。それと、ビデオの中でちょっと気になったのだが、事実をもうちょっと細かく紹介していただきたい。例えば傷の場所である。背の低い人が背の大きいがちりした人の背中を刺しているということだが、それが勝手であるのか逆手であるのか、あるいは刃の向きはどうなっているのか、この辺をもうちょっと細かく紹介していただきたい。勝手に背の低い人があの映像に出てきた場所は刺せない。逆手でないと、ちょっと何かおかしいなと感じた。事実の細かいところをもうちょっと紹介していただけたらという印象がした。それと、先ほど来、話題になっている審理期日が何日で終わるかというのがやはり気になる。
- 私も初めて見せていただいた。1つは、このビデオはどういう方々が見るのかなということも思った。そして、先ほど評議の中で出てきている人たちが法律のことと違った視点からお話をするということをおられたようだが、正直、見ている人たちがこのドラマを見たときに何が一番残っていくのかなと感じながら見ていた。裁判員制度とはこういうものなんですよという形でいくのであれば、余りにも、

先ほどからお話に出ているように、こんなにきれいにいくのかなということを思った。まず日数のこと、それから初めて出会った人たちの話し合う人間関係があれだけでできるかなということを非常に疑問に思った。

□ このビデオの利用の仕方等について、事務局の方で説明してください。

● 広報用のビデオとして、自由に貸し出したり、出張講義に行ったときにその場で見ていただいたりいろんな活用を考えている。それともう1点、今回、「評議」を見ていただくということは、裁判所の広報そのものが、裁判員制度が始まるということからステップアップして、どのような内容のものになるかということができるだけ国民の皆さんに知っていただきたいと、そういう趣旨でつくられたビデオである。

□ 世論調査の結果によると、多くの人々が人を裁くことはしたくない、あるいは、有罪・無罪の判断が難しそうという、心理的な不安とか負担感を理由に挙げて刑事裁判に参加したくないと述べられている。それは、何か自分で最終的な責任を負って判断する、そういう意味合いが裁くという言葉に入っていると思うが、しかし現実には裁判員の皆さんには一人で裁くというのではなくて、チームとして意見交換する中でいろいろな認識を形成して最終的な判断を決めるということで、あまり自分だけで負担感を背負い込まなくてもいいということを理解していただきたい。

有罪・無罪の判断が難しそうだという点についても、争点について各人の立場からいろんな意見を出し合う中でおのずから一定の事実が確認されてくるということ、初めから余りにも重く受けとめる必要がないというような、そういう意味合いもあると思う。結局、1つのチームが相互のコミュニケーションを図る中で共同して最終結論を出すという、そんなことがこのビデオのねらいだと思う。だから、これはできる限り国民というか市民の皆様にも見ていただいて、そんなに初めから恐れるものではないですよということを理解してもらうために作られたと聞いている。そういう点で、これを広報用のビデオとしていろんなところに貸し出しさせていただいて、できる限り多くの方に見ていただきたいというふうに思っている。

○ やはりドラマであって、こんな理想的な恰好でいかないのではと思う。初めはぎこちない中から6人の人が非常に同質性のあるような恰好でフリートーキングをやっている。裁判長と裁判官の方は抑制的に、余り指導されない恰好でポイントだけつくということで、理想的な恰好でされているが、もしフリートーキングが活発にいかないような人選になってしまったらどうなるんだろうかということをも1つ疑問点に思った。

そうすると、裁判官のリーディング性というものが出てこざるを得ないだろう。しかし、出過ぎるとまた批判を受けるということになる。そのことにも関係するが、先ほど、事件ごとに50人ぐらい選んだ中から6人に絞る、そのときに作為性はないといわれたが、私は逆に、くじは非常に公平性で客観性に見えるけれども、私はその50から6に絞るところに恣意性が入っていいと逆に思った。大学で演習を持っているが、最初にやった学生がうまくやると、あと全員それに右ならえでやってくれる。最初もたもたすると1年間苦しむということになる。私は学生を当てるときには最初はやれそうな学生を当てるようにしている。何を言いたいかという、

50人から6人に絞るときに、偏見の強い人などは除かれるのだろうが、その中に、この人なら意見を言ってくれそうだというような人を入れるような、作為性ではなくて恣意性があってもいいのではないか。

それからもう1つ、先ほど、人を裁くのが嫌だとか有罪・無罪は心理的負担だと言われたが、日本人の1つの気質としては、裁判嫌いであるとか、一生裁判にかかわらなかつたことが誇りであるというような調査結果を読んだことある。要するに、この立法過程のときに、制度の変更ではなくて日本文化を変えるんだと、国民主権で国民を主人公だと高く言ってもらうのはいいが、果たして日本の文化に合わないものをお上の方から逆に押しつけているようなものがあるのではないか。しかし、制度ができたわけだから、これはもうやはり導入せざるを得ない。ドイツのように、16世紀ぐらいから国民が参加する裁判制度をとっているような背景がある国と違い、日本で裁判員制度が定着するにはやはり試行錯誤をやりながら時間をかけざるを得ないと思う。あのドラマのような理想的にはなかなかいかないだろう。

そして、広報用として貸し出すのなら、先ほどおっしゃったように60分はちょっと長いと思う。それから3日間で裁判員裁判を行うという話を聞いているが、3日間だって、朝から晩までやれるわけではないと思う。

○ 60分と言われて長いなと思ったが、見るとあつと言う間に終わった。やはり裁判長のすばらしいリーダーシップを感じた。一つの方向に持っていくのではなくて、あともうちょっとしたら意見が出るだろうというところで、明日にしましようと言って終えていた。そういう持っていき方のすばらしさを感じた。裁判官3人と裁判員6人で、あの場所で自己紹介になったときにいきなりあんなふうにはいかないと思う。リラックスしてその人らしさをあらわすための何か演出みたいなのを、言いやすい雰囲気を持っていくという演出もすごく大事である。あのすばらしいコミュニケーションが、何でも言える人間関係づくりができるためのその前段があってもいいのではないか。本当に自分らしい意見をみんなに遠慮なく言えるような雰囲気づくりをするためのご努力というのはすごく大変である。

○ いろんな方がいる中でまとめて一定の方向に議論を持っていくことは、すごく難しいことである。結局、同じように意見を言って、それが議論として高まっていくためには、均等に言える人たちが集まって均等に議論を言い合って、その中で議論が高められていくということが重要である。そのように導いていく裁判所の立場というのが非常に重要である。だから、今のドラマみたいに均質に議論がぐっと高まっていくというようなのでなくて、ひょっとしたらだれか1人が物すごく飛び抜けた意見を言ったりした場合にどうやってその議論を整理していくのか、そういったことを想定しながら裁判所の運営の仕方をこれから考えていく必要があるのではないか。

それからもう1つ、議論する裁判員の立場としては、議論を言いやすいような場所、空間をつくるというようなことも重要だと思うが、もう少し違う目で見ると、果たして日本人が均等に議論をするというようなことができるのかということになる。アメリカと違い、そういう場所になれていないという側面があるし、それはやはり学校での教育のあり方になる。そういったことを意識した教育というのはこれ

までなされてこなかった。今後は、法科大学院や高校などでも裁判員模擬裁判をやる場所がふえてきているし、私たち法律家がそういったものを活発化していけるような努力を長い目でやっていかないといけないと感じた。

それから、評議のときに裁判員の方がどんな資料を持っているのか気になっていたが、このビデオでは余りよくわからなかった。検察官と弁護士が一番最後にスライドにして意見を言った。検察官や弁護人のスライドは配られていたが、裁判所も配られるのかなと思った。それから、量刑資料もグラフになっているものが画面で出ていたが、裁判所が配られるのか。例えば評議の最初に何か議論をするためのたたき台のペーパーなどを用意されるのかどうか教えてほしい。それから、人体模型が出ていたが、なぜ出てくるのか不思議である。検察官が証拠として請求して採用されれば証拠で使うが、証拠請求が全然ない場合に人体模型を使って評議されるのか疑問に感じた。最後に、ああいう議論をすることが日本人としてどうかという点については、私自身は割と楽観的に考えている。日本人は議論が下手だとか国際会議に行ったら全然しゃべらないとか言われることがあるが、一定の目的を持って議論する、特に価値判断を示すのではなくて問題をブレークダウンしていった議論するというのは、日本人は意外に上手ではないかなと思っている。評議も、絶対にうまくいくというわけではないが、努力することによってうまく議論がまとまっていくのではないかと考えている。

- このビデオはいろんな面で技術的に進歩していて、現実にあのままいけるかどうかはちょっとよくわからない。少なくとも現時点ではああいう設備はない。これからの問題になる。
- 私は、この種のビデオで裁判長役が中村雅俊のものと石坂浩二のものを見ている。今回のビデオが一番最後につくられたということで、一番シンプルで争点も非常にわかりやすくつくられている。広報という目的からすると、私もやれるのではないかしらという感じで、いわゆる裁判員制度に対する国民の抵抗感をなくすには一番適したビデオだと感じた。ただ、現実には、皆さんからいろいろご指摘があったとおり、実際このとおりいくかというのは難しい。一番の問題は、これは要するにつくりもので、被告人も証人も皆さん流れるようにとうとうと理路整然と述べているが、現実はとてもそんなものではなく、何を言っているかわからない、趣旨をつかむのに非常に困る。評議する際に、このビデオだと、被告人はこう言っていましたよね、あのとき証人はこう言っていましたよねと裁判員の人たちが皆同じ認識を持てたが、多分、現実にはやり出すと、皆さん言っていることが一義的にとれるようなことを絶対に言わないから、それぞれが、あの人が言ったことはこう言っていたというふうにとり方が違ってて、そこでまず非常に分かれるのではないかと思う。事実認定の、まず前提の証言の内容をどう把握するかでかなり裁判員の中でまた意見が違ってくるようなことになるのではないか。そうすると、やはりそのためには速記とか証言内容をいかにとどめるかというような技術的な問題がある。裁判所がこれから詰めていかないといけないし、また検察官、弁護人の方々も、いかにうまく証言を引き出すかというその努力をこれからあと3年以内で今以上にやっていく必要がある。

- 評議で自己紹介をされていたが、名前を出すことは必要なのか。
- 名前を言いたくないということで、1番とか2番だとか番号で呼んでいたのをどこかで見たように記憶しているが、みんなで議論しようというときに何となく味気ないところもある。実際どうするか悩んでいるところである。個人情報外部の人にわからないように法律で定めているが、評議するときも中の人に知られたくないとか、どういう素性だとか余り知られたくないという人が、かなりおられると思う。そのときにどのようにするか、そういうことを言いたくない人にどんな仕事をしているのかと聞くわけにもいかないし、そうなると、余り人となりかわからなくなることもあって、逆にそういう一体感みたいなものをつくるというのが難しくなってくる面がある。個人情報の保護の観点からそういうお考えも尊重しなくてははいけないということもあり、どうするかというのは非常に難しい。
- 法廷で名前を言うようなことはない。顔はある程度見られる形になるが、名前を積極的に言う機会はない。せいぜいあるとしても評議の場で、評議は裁判官と裁判員だけなので、名前を隠す必要性はあまりないのではないか。
- 広報用としては大変よくできたビデオだなと感心している。もちろん描かれているのは理想的な評議の形である。実際にこんなふううまくいくようになるにはそれなりの時間も必要かと思うし、先日、模擬裁判員裁判の評議を見せていただいたが、そのときも、もうちょっと裁判所が裁判員の方を指名して意見を聞いてもよかったのではないかなという気がした。そして、こういう議論をする土壌が日本にないのではないかというご意見も出ていたが、私は意外と楽観的に考えている。以前に小学校のPTAの役員をやっていたことがあり、そのときの他の役員のお母さんたちは皆さんごく普通の家庭の主婦の方ばかりで、いろんなテーマを決めて役員で議論をする場面があった。結構、議論が盛り上がり、皆さんいろいろ考えておられるんだなということを感じたし、裁判員制度が始まってうまくいくのではないかと私は期待している。
- 何回か模擬裁判をやっているが、今年になってからは5月に広報用の模擬裁判を行った。これは妻が夫を殺害したという事件で、殺意の有無が争点になっていた事件である。裁判員には、まず報道関係者の人が2人。1人は記者の方、もう1人は新聞社にお勤めの方。それから、女性が2人。主婦の方と奈良女子大の学生の方で、主婦の方は、NPO法人の代表もされているという方だった。あとは、中小企業の経営者の方と会社員の方の計6人で行った。午前10時ぐらいから始めて、大体午後2時半ぐらいまで審理にかかって、それから1時間半ぐらい評議をした。評議の結果、殺意の有無に関しては評議できたが、量刑までは時間がなくて決められなかった。評議は短時間で、どうやったらいいのかというのがよくわからなかったが、まず最初に、一人一人何の前提もなしに意見を伺ったところ、大半の人が殺意がないという意見であった。犯行後、被告人が何を言ったかというようなところが問題になっていたのだが、その証言について、何か最初の方のお話を聞いていると、みんな法廷では正しいことを言っているというような感じで受け取られていたようで、最後に被告人の話聞いたということで、どうもその印象が強かったような感じで、殺意がなかったとお考えになっている人が多かったのかなというふうに思った。結

局、検察官が論告をされ、弁護人が弁論をされて、そこでいろいろな事実関係を根拠を挙げてご主張されたが、その話が出てこなかったので、裁判所の方から、例えば、この凶器がこうなっているがどうでしょうかというような持っていき方をし、それに対して弁護人もこう言っていると、どうでしょうかというような話をしたりして、最終的には殺意を抱いている、被告人には殺意があったという人が過半数を超えた。裁判官は全員殺意ありということだったが、裁判員の中には、まだ最終的な段階でも殺意がなかったと思われる方が何人かおられたという状況である。

7月に行った模擬裁判は、共犯者が被害者からお金をまず盗んで、被害者が金を返せと言ってきたことに対して、被告人と共犯者が共謀して被害者に暴行を加えて傷害を負わせたという、強盗致傷の事件である。その事件の審理は、先ほど申しましたように2日かけて行い、評議は3日目の朝から始めて午後4時ぐらいまで行い、判決にまで至った。強盗致傷罪が成立する結論に至り、懲役3年6月という刑が決まった。このときの評議の仕方は、非常にたくさんの事実が出てきたので、いきなり最初から意見をお伺いするよりも、裁判所の方から論告や弁論に沿った形で事実関係を押さえていって、それをどういうふうに評価するかという形で議論をしていた。

最初の広報用の模擬裁判の場合は、裁判員の方から進んで意見を言われていた。ただ、やはり検察官なり弁護人の主張に基づいて最初から意見が出てくるというのはなかなか難しく、裁判所の方が、当事者がこう言ってますけれどという形で、この点について議論しましょうという形で持っていくとなかなか難しい。そういうこともあって2回目の模擬裁判では、事実関係については裁判所の方がリードして聞くという形をとった。裁判員におとなしい方が多かったことも影響していると思う。自由に質問していただいても構いませんと言ったが、なかなか質問がでなかったということもあり、そういう形で評議をした。具体的に聞いていくと、これは検察官も感心されていたが、なかなかいい意見も出ていた。ただ、全体的に論点をどうやってとらえていくかというところは、なかなか裁判員の方から自発的に出していくというのは難しく、それは裁判所の方からリードしていかなくてはいけないと思った。私の方がちょっとしゃべり過ぎたところもあったのだが、なかなか意見が言いづらいのかなという印象を受けた。先ほどもっと指名して当ててもよかったのではないかという話があったが、順番に当てていくと何か強制して答えさせているみたいな雰囲気になると思い、できるだけそういうことは避けたいと考えて、自由に発言するような形にした。なかなか意見が出てこないの、最後は何人かの方を指名して意見を伺うというような場面も出てきた。

(テーマ：裁判員制度の今後の広報活動について)

※ 事務局から広報年間計画について報告

□ 出張講義については、お話があればどこでも伺うので、皆様からご紹介いただきたい。また、広報企画についてはマスコミの方の御協力をお願いしたい。